



令和4年12月19日

亀岡市議会議長 福井 英昭 様

発議者 西口 純生

木曾 利廣

三上 泉

藤本 弘

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

消費税インボイス制度の実施の延期を求める意見書（案）

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、令和5年10月の導入が法律上予定されている。

インボイス制度の導入により、免税事業者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受ける懸念があることに加え、実務が大変複雑になり、事業者にとって大きな負担が生じることになることから、令和元年10月の軽減税率制度導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置、その他の必要な措置を講じることが法律上規定されているが、コロナ禍の影響もあり十分な検証は行われていない。

その上、インボイス制度導入まで1年足らずとなった現時点においても、国民の多くがその内容を理解しているとは言い難い状況である。

今、立場の弱い個人事業主や中小零細事業者は、コロナ禍と物価高騰の下、事業継続と雇用維持に懸命に取り組んでいるところであり、この状況での制度導入は、さらに事業者を疲弊させ、地域経済によるまちづくりにも影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国はインボイス制度の導入を延期し、責任を持って現状の検証、きめ細やかな支援策の検討、制度の周知を徹底的に行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月19日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
経済産業大臣		

亀岡市議会議員 福井 英昭